關東釀造勞働組合野田支部

に、勤續一ヶ月に就き日給一日分を加算すること。

三、桶工徒弟は、各工場に於いて一名乃至二名を、桶工全員の責任を以て養成すること。

四、年末賞與の最低額を、日給一ヶ月分と定むること。

五、入社より熟練工に達する年限を四ヶ年となすこと。

六、日雇工に對し、工員扶助規定を適用する事

◇要求條項の內容

第一項　野田醬油株式會社從業員現在賃銀は、大正十二年に定めたものであつて、大正十三年一割增給其他の要求を提出するや、時の千葉縣知事元田氏の調停に依つて、增給條項は保留となし、今日に至つた者である。賃銀の現在は、男工最低九十錢、最高二圓五十錢、釀造工は二圓、此平均一圓八十八錢、女工最低六十五錢、最高一圓三十錢である。既に大正十二年より滿四ヶ年を經過し、野田町の一般生活費の向上は、益々從業員の日常生活を脅かすに至つた。而して野田醬油株式會社の經營狀態は、財界不況の今日に於ても、尙相當の利益を擧げ、其基礎は至つて健實である。即ち大正十五年上半期貸借對照表を見るに、利益金九拾壹萬八千壹百參圓を計上し、內六拾五萬六千貳百五拾圓を以て、舊株七分、新株五分の配當を行つた。大正十四年、資本金七百萬圓より參千萬圓に增資し、其方法は表面はともかく內容に於いて從來の利益をこれに充當したのであつて、結局實質は優に三割の配當にも該當するのである。我等の希望せる增給實施に要する金額は、一ヶ年約拾五萬圓を超へぬのである。されば第一項の要求は至つて妥當なるものであると確信するのである。

第二項　現在實施の解雇手當は、勤續一ヶ年日給五十日分、二ヶ年七十日分、三ヶ年百日分の割合であつて、二十ヶ年に至つて六百日分を支給する。退職手當は其半額、老衰手當は一ヶ年勤續四十日、二年五十六日、三年八十日の割合で二十ヶ年に至つて四百八十日分となつて居る。右は大正十二年の制定であつて、本組合各地支部に於いて得たる條件に比較して、第二項の要求は妥當なりと信ずるのである。

第三項　從來桶工の徒弟は、直接其親方に屬して居る關係上、技術の習得の上に不便を感ずる事情があつた。故に今後は、會社の直雇となし桶工全員の責任を以つて、其技術の敎導に當る事が、徒弟の爲めに良き結果をもたらし得るのである。

第四項　年末賞與は、從來より一定せず、昨年は最低二圓より最高五十四圓迄であつたが、此最低を日給一ヶ月分と一定せんことを希望したのである。

第五項　熟練工と認むる迄の期間は、一定せず、入社以來九ヶ年を經ても未だ未熟練工たるものもあつて平均六ヶ年の期間を要して居るのである。然るに近年作業の機械化と共に、此期間は四ヶ年で充分と認められるゝのである。

第六項　日雇工の公傷に對しては、工員規定の半額を支給することになつて居たのであつたが、これは完全に行はれず、組合員の出費に依て救濟が講せられて居る狀態であつた。故に今後は工員規定を適用して、それが完全なる實行を要求したのである。

社に至つて條項の說明を行ひ、四月廿八日交涉委員小岩井相助外五名は、會社の希望に從つて會社代表者並木氏外五氏と正式に會見したが、會社代表者は、財界の不安に鑑みこの要求條項の撤回を希望せられた。依つて交涉委員は、會社が待遇改善に對する具體案を自發的に示す誠意を有するならば、喜んでこれを撤回しても差支へなしと答へた。然るに會社は其具體案を持たぬことを明らかにしたので、此會見は此儘物分れとなつた。

四月三十日の再會見は何等得る處なく、五月二日第三回の會見に於いて、會社は左の如き回答案を示した。

一項に就いては、(イ)健康保險組合の掛金が、勞資共各百分の十五なるを、今後會社の負擔を百分の二十に增額し、從業員の負擔を百分の十となすべし。(ロ)明年の昇給時に際しては相當の考慮を拂ふであろう。(ハ)殘業を行ふようにしては如何。

二項は、應じ難し。

三項は希望に副ひ兼ねる。

四項はなるべく多く出し度い積りである。

五項はなるべく希望に副ふ樣努めたいと思ふ。

六項は承認する。

同日は再考を約して、

五月四日第四回の會見が行はれたが、會社の回答は以前通りであつた爲めに、決裂の外なく分かれた。

◇調査委員會設置の提案

五月五日、支部總會を開催して一切の報告を行ひ、更に改めて左の如き提案を決議した。

（要求條項に關する調査委員會設置）

（會社が聲明書中に、會計帳簿の調査會云々とある）

する。（第三者は勞資の協議に依つて定める）

（ロ）要求條項が、妥當なりや否やの調査を行ふ。

（イ）勞資及第三者各同數の委員によつて構成

（ハ）勞資は此決定に從ふこと。

（ニ）此委員會構成に關する細目は、勞資の協議に依つて定める。

五月七日右の提案に對して、會社は是を拒絕する旨の回答があつた。

五月八日一般委員會に是を報告し、交涉は遂に決裂の止むなきを豫想して、罷業に入る一切の準備を整へた。而して十日の第七回の會見も空しく終るや、砲くまで冷靜を守りし各工場委員會も漸く緊張し、全組合員は總罷業の決議を待つのみとなつた。

◇要求條項を保留す

五月八日　關東勞働同盟會執行委員會を代表して、齋藤健一、仲濱藤治の兩氏來野し、本組合に對し左の理由に依つて、罷業の斷行を中止し、要求條項を保留せらる樣との勸告があつた。即ち、本組合が、要求條項を提出せる後に於いて、日本の財界は未曾有の混亂に陷り銀行の破綻相次ぎモナトリアムも發布されて工場閉鎖、賃銀不拂ひの續出しつゝあるが如き現狀に於いては、しばらく總罷業の敢行を止めるのが責任ある勞働組合のとるべき極めて妥當なる態度であると云ふのである再び十日には、齋藤健一、原虎一兩氏及日本勞働組合野田醬油株式會社從業員現在賃銀は、大正十二年に定めたものであつて、大正十三年一割增給其他の要求を提出するや、時の千葉縣知事元田氏の調停に依つて、增給條項は保留となし、今日に至つた者である。賃銀の現在は、男工最低九十錢、最高二圓五十錢、釀造工は二圓、此平均一圓八十八錢、女工最低六十五錢、最高一圓三十錢である。既に大正十二年より滿四ヶ年を經過し、野田町の一般生活費の向上は、益々從業員の日常生活を脅かすに至つた。而して野田醬油株式會社の經營狀態は、財界不況の今日に於ても、尙相當の利益を擧げ、其基礎は至つて健實である。即ち大正十五年上半期貸借對照表を見るに、利益金九拾壹萬八千壹百參圓を計上し、內六拾五萬六千貳百五拾圓を以て、舊株七分、新株五分の配當を行つた。大正十四年、資本金七百萬圓より參千萬圓に增資し、其方法は表面はともかく內容に於いて從來の利益をこれに充當したのであつて、結局實質は優に三割の配當にも該當するのである。我等の希望せる增給實施に要する金額は、一ヶ年約拾五萬圓を超へぬのである。されば第一項の要求は至つて妥當なるものであると確信するのである。

第二項　現在實施の解雇手當は、勤續一ヶ年日給五十日分、二ヶ年七十日分、三ヶ年百日分の割合であつて、二十ヶ年に至つて六百日分を支給する。退職手當は其半額、老衰手當は一ヶ年勤續四十日、二年五十六日、三年八十日の割合で二十ヶ年に至つて四百八十日分となつて居る。右は大正十二年の制定であつて、本組合各地支部に於いて得たる條件に比較して、第二項の要求は妥當なりと信ずるのである。

第三項　從來桶工の徒弟は、直接其親方に屬して居る關係上、技術の習得の上に不便を感ずる事情があつた。故に今後は、會社の直雇となし桶工全員の責任を以つて、其技術の敎導に當る事が、徒弟の爲めに良き結果をもたらし得るのである。

第四項　年末賞與は、從來より一定せず、昨年は最低二圓より最高五十四圓迄であつたが、此最低を日給一ヶ月分と一定せんことを希望したのである。

第五項　熟練工と認むる迄の期間は、一定せず、入社以來九ヶ年を經ても未だ未熟練工たるものもあつて平均六ヶ年の期間を要して居るのである。然るに近年作業の機械化と共に、此期間は四ヶ年で充分と認められるゝのである。

第六項　日雇工の公傷に對しては、工員規定の半額を支給することになつて居たのであつたが、これは完全に行はれず、組合員の出費に依て救濟が講せられて居る狀態であつた。故に今後は工員規定を適用して、それが完全なる實行を要求したのである。

四月三十日の再會見は何等得る處なく、五月二日第三回の會見に於いて、會社は左の如き回答案を示した。

一項に就いては、(イ)健康保險組合の掛金が、勞資共各百分の十五なるを、今後會社の負擔を百分の二十に增額し、從業員の負擔を百分の十となすべし。(ロ)明年の昇給時に際しては相當の考慮を拂ふであろう。(ハ)殘業を行ふようにしては如何。

二項は、應じ難し。

三項は希望に副ひ兼ねる。

四項はなるべく多く出し度い積りである。

五項はなるべく希望に副ふ樣努めたいと思ふ。

六項は承認する。

同日は再考を約して、

五月四日第四回の會見が行はれたが、會社の回答は以前通りであつた爲めに、決裂の外なく分かれた。

◇調査委員會設置の提案

五月五日、支部總會を開催して一切の報告を行ひ、更に改めて左の如き提案を決議した。

（要求條項に關する調査委員會設置）

（會社が聲明書中に、會計帳簿の調査會云々とある）

する。（第三者は勞資の協議に依つて定める）

（ロ）要求條項が、妥當なりや否やの調査を行ふ。

（イ）勞資及第三者各同數の委員によつて構成

（ハ）勞資は此決定に從ふこと。

（ニ）此委員會構成に關する細目は、勞資の協議に依つて定める。

五月七日右の提案に對して、會社は是を拒絕する旨の回答があつた。

五月八日一般委員會に是を報告し、交涉は遂に決裂の止むなきを豫想して、罷業に入る一切の準備を整へた。而して十日の第七回の會見も空しく終るや、砲くまで冷靜を守りし各工場委員會も漸く緊張し、全組合員は總罷業の決議を待つのみとなつた。

◇要求條項を保留す

五月八日　關東勞働同盟會執行委員會を代表して、齋藤健一、仲濱藤治の兩氏來野し、本組合に對し左の理由に依つて、罷業の斷行を中止し、要求條項を保留せらる樣との勸告があつた。即ち、本組合が、要求條項を提出せる後に於いて、日本の財界は未曾有の混亂に陷り銀行の破綻相次ぎモナトリアムも發布されて工場閉鎖、賃銀不拂ひの續出しつゝあるが如き現狀に於いては、しばらく總罷業の敢行を止めるのが責任ある勞働組合のとるべき極めて妥當なる態度であると云ふのである再び十日には、齋藤健一、原虎一兩氏及日本勞働組合野田醬油株式會社從業員現在賃銀は、大正十二年に定めたものであつて、大正十三年一割增給其他の要求を提出するや、時の千葉縣知事元田氏の調停に依つて、增給條項は保留となし、今日に至つた者である。賃銀の現在は、男工最低九十錢、最高二圓五十錢、釀造工は二圓、此平均一圓八十八錢、女工最低六十五錢、最高一圓三十錢である。既に大正十二年より滿四ヶ年を經過し、野田町の一般生活費の向上は、益々從業員の日常生活を脅かすに至つた。而して野田醬油株式會社の經營狀態は、財界不況の今日に於ても、尙相當の利益を擧げ、其基礎は至つて健實である。即ち大正十五年上半期貸借對照表を見るに、利益金九拾壹萬八千壹百參圓を計上し、內六拾五萬六千貳百五拾圓を以て、舊株七分、新株五分の配當を行つた。大正十四年、資本金七百萬圓より參千萬圓に增資し、其方法は表面はともかく內容に於いて從來の利益をこれに充當したのであつて、結局實質は優に三割の配當にも該當するのである。我等の希望せる增給實施に要する金額は、一ヶ年約拾五萬圓を超へぬのである。されば第一項の要求は至つて妥當なるものであると確信するのである。

第二項　現在實施の解雇手當は、勤續一ヶ年日給五十日分、二ヶ年七十日分、三ヶ年百日分の割合であつて、二十ヶ年に至つて六百日分を支給する。退職手當は其半額、老衰手當は一ヶ年勤續四十日、二年五十六日、三年八十日の割合で二十ヶ年に至つて四百八十日分となつて居る。右は大正十二年の制定であつて、本組合各地支部に於いて得たる條件に比較して、第二項の要求は妥當なりと信ずるのである。

第三項　從來桶工の徒弟は、直接其親方に屬して居る關係上、技術の習得の上に不便を感ずる事情があつた。故に今後は、會社の直雇となし桶工全員の責任を以つて、其技術の敎導に當る事が、徒弟の爲めに良き結果をもたらし得るのである。

第四項　年末賞與は、從來より一定せず、昨年は最低二圓より最高五十四圓迄であつたが、此最低を日給一ヶ月分と一定せんことを希望したのである。

第五項　熟練工と認むる迄の期間は、一定せず、入社以來九ヶ年を經ても未だ未熟練工たるものもあつて平均六ヶ年の期間を要して居るのである。然るに近年作業の機械化と共に、此期間は四ヶ年で充分と認められるゝのである。

第六項　日雇工の公傷に對しては、工員規定の半額を支給することになつて居たのであつたが、これは完全に行はれず、組合員の出費に依て救濟が講せられて居る狀態であつた。故に今後は工員規定を適用して、それが完全なる實行を要求したのである。

◇我等の態度を聲明す

思ふに最近に於ける財界未曾有の混亂は、多年我國資本家階級が、國民生活を無視せる罪惡の一端である。資本家階級の利己的精神は、遂に九億貳千萬の重稅を國民に課し、壹千五百萬の預金者を泣かしめ、數十萬の勞働者を賃銀不拂ひの前に慄かしめたのである。而して又一方自己の利益の前には、國家をダシに使つて憚からざる資本家は、これを以つて唯一の口實となし、充分の財力を持ち乍ら勞働條件改善の責任を逃れんとするのである彼等に果たして國家を云々する資格ありや。經濟不安の際には、自己が如何に大なる利益を擧げつゝあつても、勞働者の生活を改善する必要は無いのか勞働者に要求撤回を迫ることのみが、財界不安に處する道であつて、自己の利益の一部分を以つて勞働者の生活改善を行ふことは、財界不安を增大せしめる事であるのか！　財界不安の際には、一切の善行を慎まねばならないのか！

たゞ、この際罷業を敢行することが、妥當であるや否やは別問題である。これとても、資本家階級が、國家に對する誠意を押賣りして罷業を止むべき何等の理由も資格もない筈である。かゝる誠意は、勞働者の自發的發露に於いて始めて意義がある。我等は、國家社會に對して日常充分の責任を感じて居る。眞に日本の生命を建設するものは我等勤勞階級であることを確信して居る。罷業を行ふ時も、或は止める時も、我等はこの確信に基いて行ふのである。かゝる意味に於いて我等は、日本勞働總同盟本部の勸告に喜んで從ひ、罷業手段に出でなかつたのである。

我等は、常になるべく鬪爭に訴へる事なく、勞資の協議に基いて、問題の解決を計る事が、其一貫せる精神である。而し乍ら、これが圓滿なる實現は、過去に於ける如く資本家階級が、單に誠意なる言葉をお體裁に使ふ如きであつては、全く不可能であると云はねばならぬ。かゝる際には勞働階級のとるべき手段は、只罷業のみである。茲に、待遇改善の要求を保留し、其實現を後日に期するに當り、我等の態度をあまねく天下に聲明する次第である。

終りに、先般新聞紙に發表せられたる會社聲明書中には、大なる誤解があるので、左の如くこれを訂正する即ち、

一、「會社の帳簿其他の調査會を要求し」云々とあるは誤りであつて、要求條項の調査委員會の設置を提案したのである。これに依つて、嚴正なる第三者の批判を加へ、消費者と、資本家と勞働者の利害を合理化さんとする我等の誠意である。此委員會に於いて我等の要求が妥當であるや否やを、充分研究して其決定に從ふと云ふことは堂々たる態度であると確信する。

二、「要求を撤回したり」云々とあるけれども、これは保留したのである。

この誤解は如何なる原因が知らないけれども互ひに爭ふ處は爭ひ、讓る處は讓り、常に其行動は堂々たるものであり度いことは、我等の常に念願とする處である。

これが實施の要求は强く我等の主張する處である。